

持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者名の公表(第18回)

関東製紙原料直納商工組合では、平成25年10月30日に持ち去り古紙を繰り返し買い入れている事業者については警告を発するとともに、事業者名を明示したうえで警告を発した事実を公表することを明らかにしました。

次の事業者は、こうした厳しい方針を明らかにした後も相変わらず持ち去り古紙の買い入れを止めようとしないことから、文書をもって警告を発しました。

なお、この間の経過の概要等は別紙の通りです。

警告文書送付日及び対象事業者

平成29年4月7日

東京都足立区保塚6-4

有限会社 松沢紙業 (5回目)

代表取締役 松沢 政光

平成29年4月7日

関係各位

関東製紙原料直納商工組合

(別紙)

有限会社松沢紙業に対する 第5回目の警告に至る事実経過等

(1) 持ち去り日及びGPS端末器セット自治体

- ① 平成29年3月1日 東京都杉並区
- ② 平成29年3月2日 東京都杉並区
- ③ 平成29年3月3日 東京都杉並区
- ④ 平成29年3月17日 東京都練馬区

(2) 持ち去り状況等

- ・上記の自治体がGPS端末器をセットした古紙が持ち去られ、いずれも有限会社松沢紙業に持ち込まれた。
- ・①～③の持ち去り人は、杉並区が条例に基づき氏名公表している者である。(①②は同一人物)
- ・④に使用された車は、当組合が随時作成し、組合員及び(有)松沢紙業ほか希望事業者を提供している「持ち去りが判明した車両一覧(ナンバー順)」に掲載されている車両である。
- ・いずれのケースも持ち去り人あるいは持ち去り車両が把握されているにもかかわらず、持ち込まれた古紙を買い入れている。
- ・持ち去りを助長するものであり強く抗議する。